橿原警察署 速度取締り指針（令和6年上半期）

令和5年12月
奈良県橿原警察署

重点路線	重点時間	区　間		規制速度
国道24号（バイパス含む）	8:00～13:00	橿原市	新堂町地区	法定 60Km/h
	15:00～22:00		新賀町地区	指定 50Km/h
国道165号	8:00～10:00	橿原市	醍醐町地区	指定 40Km/h
	16:00～18:00		膳夫町地区	
国道169号	8:00～10:00	高市郡高取町地区		指定 50Km/h
	16:00～18:00			
中和幹線	8:00～12:00	橿原市	葛本町地区	法定 60Km/h
	14:00～20:00		土橋町地区	

○ 上記時間帯・区間を重点的に速度取締りを推進します。
○ 重点路線以外の場所、時間帯であっても速度取締りを行います。
○ 交通事故発生状況等により、重点路線等を変更する場合があります。

○ 橿原警察署管内の交通事故発生実態 ○

※ 過去3年間の1月1日から9月30日の発生実態を比較

㋐ 路線別人身事故発生状況

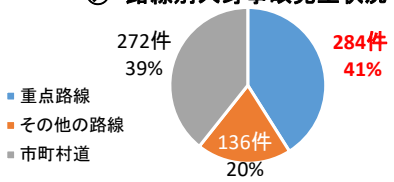

※ 件数は令和3年から令和5年の各年9月末の人身事故合計件数

㋑ 時間帯別発生状況（過去3年間平均値）

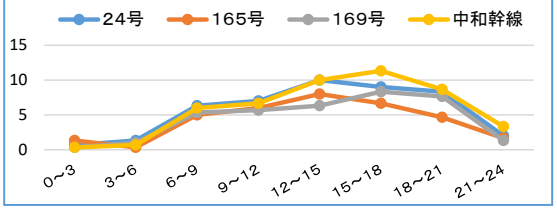

㋒ 年別人身事故発生状況

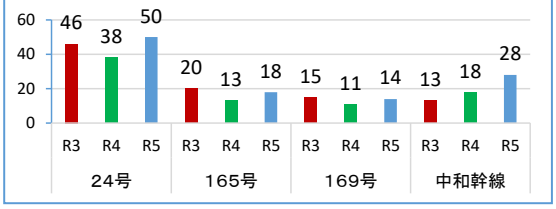

㋓ 年別死亡重傷事故発生状況

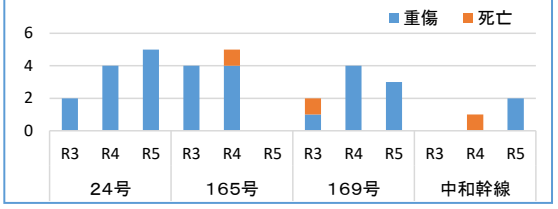

【交通事故発生状況】

㋐路線別人身事故発生状況 ：管内で発生した人身事故の約4割が重点路線で発生しています。
㋑時間帯別発生状況 ：各重点路線での発生傾向は概ね共通しており、午後から夜間にかけて、特に薄暮時が事故多発時間帯となっています。 ※「薄暮時」とは日没時間の前後1時間をいいます。
㋒年別人身事故発生状況 ：前年に比べ、人や車の通行量は大きく増えている影響もあると思われますが、重点路線の全路線で人身事故の発生は増加しており、特に国道24号と中和幹線が顕著となっています。
㋓年別死亡重傷事故発生状況 ：国道165号での重大事故の発生はありませんでしたが、国道24号と中和幹線で重大事故が前年同期で増加しております。また、本年同期間中の当署管内での死亡事故の発生はありませんでした。

【今後の取締り方針】

☆ 前年度より人身事故（重大事故）の発生が増加した国道24号と中和幹線において、特に速度取締りを推進します。
☆ 市町村道における人身事故の発生が全体の約4割を占めており、通学路や生活道路において速度抑制を図るため、重点路線に準じた路線として速度取締りを推進します。
☆ 地域住民の要望にも応えながら、通学路や生活道路を中心に可搬式速度違反自動取締装置（通称：可搬式オービス）を活用した速度取締りを推進します。

【その他交通指導取締り要点】

速度取締り以外の取締りとしては、通学路を中心に通行禁止、横断歩道横断中の事故防止を目的とした横断歩行者妨害、交差点事故を抑止するための信号無視・一時不停止、追突・脇見事故の原因となりうる携帯電話使用や迷惑性の高い駐車違反等の取締りを推進します。
また、県民の皆様からの情報提供も活用し、悪質・危険な無免許・飲酒運転等の取締りも推進します。

目的地　早く着くより　無事に着く